

令和8年6月1日

勸告

第一警戒態勢（警戒勸告）発令

三池港長

台風6号の接近に伴い、6月1日16時00分をもって、三池港に第一警戒態勢を発令する。

港則法第39条第4項の規定に基づき、以下の措置を講じるよう勸告する。

- 1 在港船舶は、けい留索の補強、機関準備などの荒天準備を行うとともに状況に応じて直ちに運航できるよう準備すること。
- 2 台風来襲前に他の泊地等へ避難しようとする船舶は、その準備をすること。
- 3 岸壁、栈橋、海上における工事作業現場においては、風浪により流出の恐れがある物件の固縛、陸揚げ、移動その他の荒天準備をすること。
- 4 危険物船の荷役作業は、状況に応じ早めに中止し、早期に出港可能な準備態勢を整えること。
- 5 在港中の大型船は、タグの要請を行うなど、早期に出港可能な準備態勢を整えること。
- 6 小型船は、陸揚げ、安全な場所への移動又はけい留索の補強を行い、流出又は転覆などに対する防止措置を講じること。
- 7 錨泊船は走錨に備え、国際VHF（CH16）の常時聴取、船橋当直の配置、AIS搭載船は常時作動の確認、状況に応じ機関準備などを行うこと。

問合せ先 三池海上保安部交通課 電話0944-53-0526
